

(基本方針Ⅱ) 地域資源の保全・活用と活気のある農村づくり【農村の活力向上】

推進施策 7 快適で安らぎのある農村環境の整備

住みよい農村地域づくりに向けて、農業集落排水施設や農業集落道等の農村生活環境の整備・保全を推進し、地域住民の快適な暮らしの確保に努めるとともに、自然豊かで魅力ある農村環境を将来にわたり維持するため、生態系ネットワーク※1を確保するなど、多くの生き物が棲みやすい農業生産基盤整備を進めます。

また、国土調査法に基づく地籍調査を計画的に推進し、土地の流動化や有効利用を促進します。

※1 動植物の生息・生育環境が孤立しないよう、生き物の移動に配慮した連続性のある水路や水田、森林、緑地等の生息地間が相互に結ばれた空間

取組内容と目標指標

(1) 利便性・快適性を高める農村生活環境の整備・保全

① 農業集落排水施設の整備・保全

農村地域の生活環境を向上する農業集落排水施設の整備や施設機能の保全対策を支援します。



農業集落排水の処理場

② 農村生活環境基盤の整備推進

生活の利便性を改善する農業集落道、安全性を高める集落防災安全施設※2など、農村生活環境基盤の整備を推進します。

指標	指標項目	現状(H26)	目標(H32)
12	老朽化した農業集落排水施設※3の機能診断実施施設数	27箇所	62箇所

※2 農業集落の防災と安全を図るために必要な土留防護柵や排水工、水路防護施設、防火水槽などの施設

※3 老朽化した農業集落排水施設：平成32年度までに供用開始後20年以上経過する施設

(2) 豊かな農村環境の維持・保全

① 生態系に配慮した事業の推進

農家、地域住民、学識経験者等で構成される「農業農村整備事業環境配慮検討会」での検討結果を踏まえ、生態系に配慮した農業農村整備事業の計画・施工や適切な維持管理に努めます。

② 生態系配慮型工法の検証

生態系に配慮した各種工法の技術向上を図るため、施設の機能を確認するためのモニタリング調査や効果等の評価に取り組みます。

指標	指標項目	現状(H26)	目標(H32)
13	1) 生態系配慮型工法の導入地区数	113地区	146地区
	2) 生態系配慮型工法のモニタリング調査実施地区数	7地区	22地区

q ... (1* ; b N4

土地境界の明確化を図り、土地の流動化や基盤整備の実施など土地の有効利用を促進するため、「国土調査事業十箇年計画^{※4}」に基づき、地籍調査事業を推進します。

r 2 8o æ #æ13 b •4

地籍調査の進捗を向上するため、ほ場整備等の換地を伴う事業により作成された土地に関する測量・調査の成果(地図及び簿冊)について、国土調査法第19条第5項の規定による指定^{※5}の申請を促進します。

指標 14			
			➡
			➡

※4 国土調査促進特別措置法(S37 制定)に基づき、地籍を明確化すべき地域の調査を優先的に促進するため、10年間で実施すべき事業量等を示した計画(現計画は22年5月に閣議決定された第6次計画)

※5 地籍調査以外で作成された地図及び簿冊が、地籍調査と同等以上の精度と正確さを有している場合、国土調査法(S26 制定)に基づき、この成果を地籍調査成果と同一の効果があるものとして指定を受けること。

